

記者発表				
月／日 (曜日)	担当課（室） 係名	T E L	発表者名 (担当係長名)	その他配布先 (時間)
7／5 (火)	大気課 指導・規制係 疾病対策課 検診指導係	内線 3361 ダイヤルイン 362-3285 内線 3252 ダイヤルイン 362-9130	阿多 修 (春名 克彦) 熊谷 仁人 (田中 操子)	

### クボタ旧神崎工場に係るアスベスト対策等について

#### 1 経過

- ・昭和 29 年 アスベスト製品製造開始
- ・平成元年12月27日 大気汚染防止法の施行（アスベストに関する規制開始）
- ・平成2年1月26日 大気汚染防止法に基づく届出の受理  
(主な届出内容)
  - ・特定粉じん発生施設の種類（解綿機、混合機、破碎機、穿孔機）
  - ・特定粉じんの使用の方法
  - ・特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法
- ・平成2年6月27～29日 大気汚染防止法に基づく立入検査
- ・平成5年2月15～17日 大気汚染防止法に基づく立入検査
- ・平成7年12月 住宅建材の完全無石綿化
- ・平成8年1月23日 施設の廃止届出受理
- ・平成9年 神崎工場の廃止

#### 2 アスベストの使用量

- (1) 青石綿 88,671 トン（昭和32年～50年）  
年平均 4,667 トン 最大 昭和43年 7,668 トン
- (2) 白石綿 149,375 トン（昭和29年～平成7年）  
年平均 4,199 トン 最大 昭和48年 7,045 トン
- (3) 青石綿+白石綿 238,046 トン  
年平均 5,667 トン 最大 昭和43年 14,187 トン

#### 3 クボタ旧神崎工場におけるアスベスト対策等

- ・昭和47年以降は集塵機で除去（47年以前は確かな資料が残っていないが、設置していたとのことであった。）
- ・昭和51年以降は作業を完全自動化
- ・昭和57年敷地境界において自主測定を実施

測定結果 0.5～0.7本／リットル

- ・大気汚染防止法施行後は、毎年2回以上敷地境界において自主測定を実施  
測定結果 0.05～2.29本／リットル（敷地境界基準10本／リットル）

#### 4 旧神崎工場内の被害状況等

##### (1) 石綿疾患患者の状況（含む退職者）

昭和53年～平成16年 石綿疾病による死亡 75名

（内、中皮腫による死者 42名）

現在療養中 18名（内、中皮腫による療養者 4名）

##### (2) 労災関連

区分		在籍者	退職者	合計
死 亡	労災（遺族年金）認定済	20	49	69
	労災申請中	0	6	6
療 養	労災（療養・休業補償）認定済	0	14	14
	労災申請中	0	4	4
合 計		20	73	93

##### (3) 社員の健康診断

退職者についても、特殊健康診断（石綿・じん肺）を社費で実施している。

##### (4) その他

平成17年6月29日から昨日までの同社にあった健康相談及び問い合わせ  
件数 121件

記 者 発 表 ( 資 料 配 付 )				
月 日 (曜 日)	担当課 略	T E L	発 表 者 (担当係長名)	その他配布先
7月20日 (水)	大気課 指導・規制係 疾病対策課 検診指導係	内線3361 ダイヤルイン362-3285 内線3289 ダイヤルイン362-3262	阿多 修(春名克彦) 熊谷 仁人(田中操子)	一

## アスベスト製品製造事業所に対する県の立入検査結果等について

### 1 立入検査等の実施

今回の立入検査及び過去に行った立入検査と事業者の自主測定による敷地境界での測定結果は、全て基準値（10本／リットル）を下回っている。したがって、新たな被害が生じるおそれはない。

#### (1) 現在の届け出事業所（4事業所）

「県が行った測定立入り検査」及び「事業者による自主測定結果」では、敷地境界基準値（10本／リットル）を大幅に下回っていた。

- ① 今回、県が行った測定立入り検査結果 <0.04～0.18本／リットル
- ② 事業所の自主測定結果（※）（1事業所） 0.13～0.22本／リットル  
(※大気汚染防止法により従業員21人以上の事業所に義務づけ)
- ③ 過去に県が行った測定立入り検査結果 0.04～1.64本／リットル
- ④ アスベスト年平均使用量 0.745～75.9トン／年  
(注：クボタ旧神崎工場の年平均使用量約5,700トン／年)

(参考)

主な検査及び調査項目は、①敷地境界でのアスベスト濃度測定、②事業者による自主測定の結果、③アスベスト製品製造期間、④使用していたアスベストの種類・使用量、⑤製造しているアスベスト製品名（詳細は、別紙1を参照）

#### (2) 過去に届け出があった事業所（20事業所）

「県（市）が過去に行った測定立入り検査」又は「事業者による自主測定結果」の記録が確認できた16事業所では、全て敷地境界基準を下回っていた。

- ① 県（市）が過去に行った測定立入り検査結果 <0.04～2.20本／リットル
- ② 事業所の自主測定結果 <0.01～6.58本／リットル

「県（市）が過去に行った測定立入り検査」及び「事業者による自主測定結果」のいずれもの記録が残っていない4事業所については、集塵機の設置等飛散防止対策が十分になされていたことを確認した。

#### (3) 立入検査に併せた健康調査の実施

大気汚染防止法に基づく立入検査に合わせ、労災認定を受けた従業員及び退職者の中皮腫による死亡者数を聞き取りした結果、「(株)クボタ」のほか「日本ピラー工業(株)三田工場」、「住友大阪セメント(株)(旧ダイスレ工業(株))」において、各1名の死亡者が確認されが、その他21工場では死亡者はいなかった。

### 2 吹付け石綿含有建築物に対する対策

#### (1) 阪神・淡路大震災時における対応

「民間倒壊建物の解体撤去工事に関する指針」を定めるなどにより、解体工事着手前にアスベスト除去を行うよう市町を指導し、その後解体が本格化したが、適正処理が着実に進んだ。

- ・ 平成7年1月31日 倒壊家屋の解体撤去を実施する市町に対し、「散水やシートでのカバー、アスベストの事前除去、除去したアスベストの適正処理等」を通知

- 平成7年4月14日 (社)建築業協会の支援を受け「民間倒壊建物の解体撤去工事に関する指針」を策定し、公表。市町向けに説明

#### ア) アスベスト除去を行った建物等

平成7年2月に国が関係自治体及び関係団体に飛散防止対策の徹底を通知し、7月には県、神戸市、兵庫労働局等が連絡会議を開催し、解体関係事業者に対するアスベスト飛散防止対策の指導の徹底を行った。

なお、震災時に、市町が国庫補助を受けアスベスト除去を行った建物は、神戸市48棟、西宮市16棟、芦屋市13棟、宝塚市3棟、計80棟である。

#### イ) 環境調査の実施

##### ① 調査結果

一般大気環境のアスベスト濃度については、環境庁(現環境省)が県、神戸市等と協力して行った9回の調査において、低減傾向となり、最大値でも6本/リットルであり、問題となる数値ではなかった。

また、解体現場については、延べ61か所で調査し、一時(5月末から6月初)1か所において工場の敷地境界基準値である10本を超えたものの、その後は10本以下となった。

##### ② 調査内容

- 調査時期 平成7年2月6日～10月27日
- 調査回数 一般大気環境：9回 解体現場：7回
- 調査地点 一般大気環境：17地点 解体現場：61か所  
(別紙2参照)

#### (2) 法及び条例による規制

平成7年に環境の保全と創造に関する条例を制定(平成8年施行)し、全国に先駆けて、吹付け石綿等を含む解体工事を施工する者に対し、届出、作業基準の遵守等を義務づけた。

その後、大気汚染防止法の改正(平成9年施行)が行われ、同趣旨の規制が盛り込まれたが、同条例は法よりも幅広い規制を行っている。

##### ア) 法律による規制対象

- 吹付け石綿使用建築物のみが対象
- 建築物の延べ床面積500m<sup>2</sup>以上かつ吹付け石綿の使用面積50m<sup>2</sup>以上が規制対象

##### イ) 条例による規制対象

- 吹付け石綿以外に、石綿保温材等が使用されている建築物も対象
- 建築面積等に関係なく全て規制対象

#### (3) 吹付け石綿含有建築物解体届出件数及び現場への立入検査

吹付け石綿含有建築物解体届出件数は、平成14年度39件、15年度62件、16年度68件である。

なお、県の現場への立入検査率は平成14年度から16年度において約7割で全国平均の約2割を大きく上回っている。

(別紙2参照)

### 3 一般大気環境濃度の測定

一般環境におけるアスベスト濃度を県内8地点における平成16年度の測定結果は、いずれの地域も0.2本/リットル以下と低濃度であった。

また、経年的には平成元年度以降大幅に下がり、その後も低下傾向がみられ、近年は低濃度で推移している。

(別紙3参照)

表 アスベスト製品製造工場に対する立入検査及び聞き取り調査結果

## 1 現在の届け出事業所

No	区分	自主測定義務	工場名	所在地	使用開始時期	主な製品	石綿の種類	使用量(t/年)	自主測定結果(本/リットル)		県測定結果(本/リットル)
									今回	過去	
1 法・条例	無	二葉工業㈱	西宮市津門稻荷町13-10	昭和35年	ブレーキライニング、ブレーキシュー他	白石綿	(S60~H4)36トン 現在5.7トン	(0.09本/cm <sup>3</sup> )	0.04~0.07	0.08~1.64	
2 法・条例	無	神戸パッキン㈱	明石市大久保町西島834	昭和57年	パッキン	白石綿	0.745	(0.01~0.080本/cm <sup>3</sup> )	<0.05~0.18	0.11~0.31	
3 法・条例	有	高圧ガス工業㈱播磨工場	揖保郡揖保川町半田字前田610	昭和42年	高圧ガス容器充填材(マス)	白石綿	7.3~75.9トン 現在8.1トン	0.13~0.22	<0.04~0.04	0.06~0.87	
4 条例	無	成光工業㈱	伊丹市森本7-113	昭和40年	パッキン	白石綿	1.6	(<0.048本/cm <sup>3</sup> )	調査中	0.04~0.05	

(注) 1 従業員数が20人以下又は条例対象施設については、自主測定の義務はない。

2 自主測定結果がない場合で、労働安全衛生法における管理濃度が把握できた場合は、参考としてその値を記載している。

なお、この管理濃度は、昭和63年9月以後、青石綿を使用している場合は0.2本/cm<sup>3</sup>、その他の場合は2本/cm<sup>3</sup>、平成17年4月以後は、0.15本/cm<sup>3</sup>となっている。(1本/cm<sup>3</sup>=1,000本/リットル)

3 施設境界における排出基準値は、10本/リットルである。

## 2 過去に届け出があった事業所

No	区分	自主測定義務	工場名	所在地	使用していた時期	主な製品	石綿の種類	使用量(t/年)	自主測定結果(本/リットル)	過去県(市)が行った測定結果(本/リットル)
1 条例	無	ダイノ一㈱尼崎工場	尼崎市大高洲町11		昭和51年~平成3年	電解槽隔膜に使用	白石綿	3.42~13.38	0.05~0.65	0.41~0.97
2 法・条例	有	神東塗料㈱尼崎工場	尼崎市南塚口町六丁目10番73号		昭和51年~平成2年	塗料	白石綿	0.35~0.6	未実施	—
3 法・条例	有	久保田鉄工機技術開発研究所	尼崎市浜1-1-1	青石綿 昭和32年~昭和50年 白石綿 昭和29年~平成7年		石綿管、住宅建材	青石綿 白石綿	青石綿 540~7869 白石綿 468~7045	0.05~2.29	0.05~0.73
4 条例	無	阪神ブレーキ工業㈱	尼崎市三反田町3丁目1-12		昭和48年~平成7年	ブレーキシュー、ブレーキライニング	白石綿	0.45	(0.06~1.47本/cm <sup>3</sup> )	0.9~2.0
5 法・条例	有	住友電気工業㈱伊丹製作所	伊丹市尾陽北1-1-1		昭和42年~平成11年7月	ブレーキ用パッド	白石綿	2~698	0.24~2.30	0.04~0.26
6 法・条例	有	東洋リソリューム㈱伊丹工場	伊丹市東有岡5-125		昭和35年~平成13年3月	床用接着剤、床用タイル	白石綿	300	0.05~2.14	0.04~0.24
7 条例	無	菱電化成㈱	三田市三輪2丁目6番1号		昭和47年~平成9年	タイレックス、ジョイントシート	白石綿	2.8~5.9	(0.082~0.34本/cm <sup>3</sup> )	—
8 法・条例	有	日本ビラー工業㈱三田工場	三田市下内神宇打場541-1	青石綿 昭和42年~昭和45年 白石綿 昭和42年~平成17年2月		パッキン、ガスケット	青石綿 白石綿	青石綿 0.2~0.4 白石綿 17~175	<0.1~0.2	<0.04~0.20
9 条例	無	宮本パッキング製作所	三田市下柏野661	青石綿 昭和42年~昭和45年 白石綿 昭和42年~平成17年2月		パッキン	青石綿 白石綿	青石綿 0.04~0.08 白石綿 0.2~12	(0.04~0.15本/cm <sup>3</sup> )	0.05~0.14
10 法・条例	有	岡ノザワ塗装工場	加古郡播磨町古宮		昭和40年~平成16年9月	スレート	白石綿	468~12659	0.06~6.58	<0.04~0.50
11 法・条例	有	岡ノザワ高砂工場	高砂市高須1-1		昭和43年~平成16年10月	スレート	白石綿	267~7135	0.06~3.18	<0.04~2.20
12 法・条例	無	片木座業㈱	高砂市米田町塙市21		昭和48年4月~平成12年12月	パッキン	白石綿	0.05	—	0.34~0.55
13 法・条例	有	ダイスレ工業㈱	加古川市野口町北野790-1		不明~平成13年1月	スレート	不明	不明	不明	0.06~0.16
14 法・条例	有	三笠セメント㈲川市工場	神崎郡市川町神崎769		昭和49年6月~平成16年9月	押出整形板	白石綿	137.5	0.24~1.65	0.05~0.92
15 法・条例	有	光透電機㈱	赤穂郡上郡町船坂640		昭和49年~平成11年	自動車等のモールド整流子	白石綿	0.2~162.1	0.08~2.37	0.05~0.27
16 法・条例	無	神戸理化工業㈱篠山工場	篠山市泉工業団地		昭和57年~平成3年6月	鋳型用接着剤	白石綿	2.4~3.6	不明	0.37~0.58
17 条例	無	岡大野社	神戸市北区山田町小部惣六郷山5-3	昭和30年代~平成5年 平成10年~平成17年7月		パッキン、ガスケット	白石綿	昭和30年代~平成5年 約2 平成10年~平成17年 約1	不明	0.1
18 法・条例	有	神商㈱	神戸市兵庫区下沢通4丁目5-22		昭和37年~平成7年	製鉄用耐熱ローラー	白石綿	1.26~7.56	不明	不明
19 法・条例	有	日貢绝缘㈱	神戸市灘区新在家南町5-9-3		昭和23年~平成5年	電機用絶縁体	白石綿	約2	不明	不明
20 法・条例	有	三菱電機㈱姫路製作所	姫路市千代田町840		昭和47年~平成6年1月	自動車電装品(スターターモーターの部品)	白石綿	0.21~3.82	<0.01~1.01	0.57~1.58

(注) 1 従業員数が20人以下又は条例対象施設については、自主測定の義務はない。

2 自主測定結果がない場合で、労働安全衛生法における管理濃度が把握できた場合は、参考としてその値を記載している。

なお、この管理濃度は、昭和63年9月以後、青石綿を使用している場合は0.2本/cm<sup>3</sup>、その他の場合は2本/cm<sup>3</sup>、平成17年4月以後は、0.15本/cm<sup>3</sup>となっている。(1本/cm<sup>3</sup>=1,000本/リットル)

3 施設境界における排出基準値は、10本/リットルである。

4 大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく指導権限は、神戸市(政令指定都市)、姫路市(中核市)が有し、環境の保全と創造に関する条例に基づく指導権限は尼崎市が有している。

## 別紙2

## 1 震災時における環境調査結果

## (1) 一般大気環境

(単位：本／リットル)

	最大値	最小値	平均値
第1次調査(H7.2.6～2.12)	4.9	0.2	1.0
第2次調査(H7.3.9～3.16)	6.0	0.3	1.2
第3次調査(H7.4.24～4.28)	2.1	0.2	0.9
第4次調査(H7.5.29～6.2)	1.4	0.5	0.8
第5次調査(H7.6.26～6.30)	1.7	0.3	0.8
第6次調査(H7.7.24～7.28)	1.2	0.3	0.7
第7次調査(H7.8.28～9.1)	0.8	0.3	0.5
第8次調査(H7.9.25～9.29)	0.8	0.3	0.6
第9次調査(H7.10.23～10.27)	0.7	0.2	0.4

## (2) 解体現場

(単位：本／リットル)

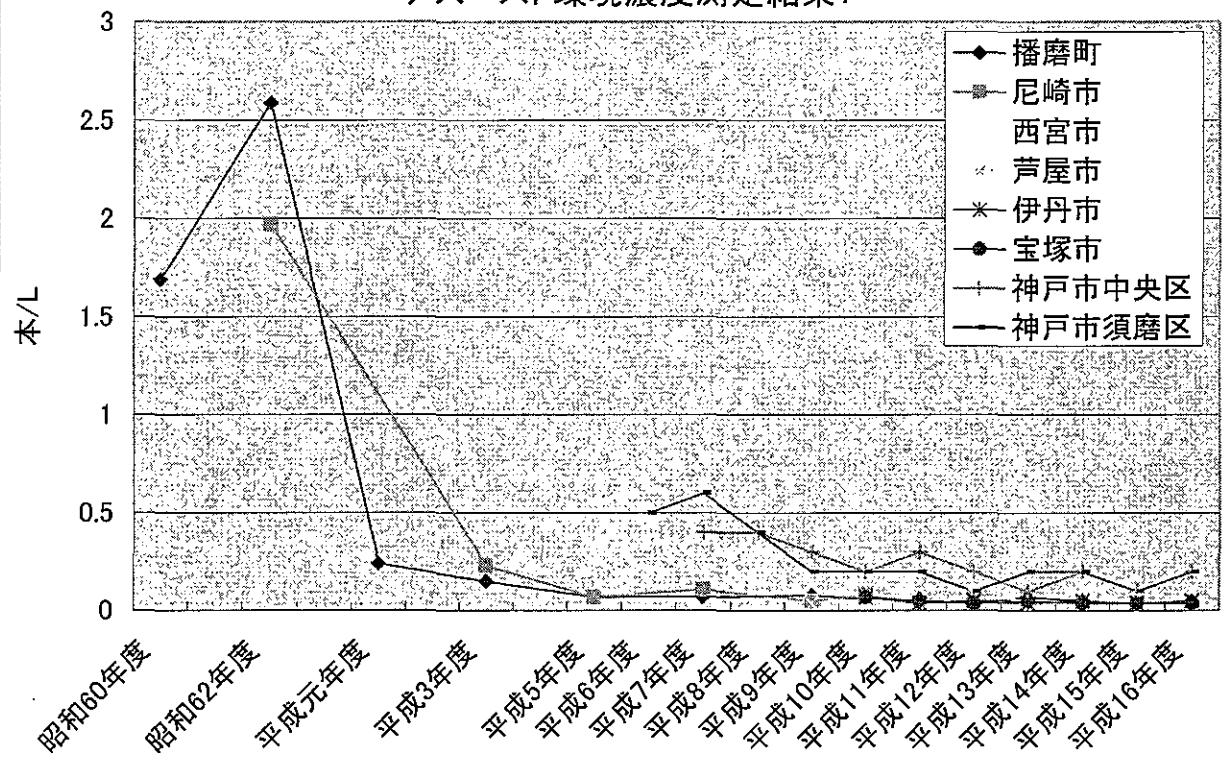
	最大値	最小値	平均値	検体数
第1次調査(H7.3.9～3.16)	7.7	0.8	3.0	20
第2次調査(H7.4.24～4.28)	9.5	0.9	3.8	16
第3次調査(H7.5.29～6.7)	19.9	0.9	4.5	18
第4次調査(H7.6.26～7.18)	9.5	0.3	2.0	20
第5次調査(H7.7.25～8.8)	9.9	0.2	1.3	22
第6次調査(H7.8.22～9.21)	4.5	0.2	0.7	10
第7次調査(H7.9.29～10.23)	8.6	0.1	0.7	16

## 2 大気汚染防止法及び条例に基づく吹付け石綿含有建築物解体届出数

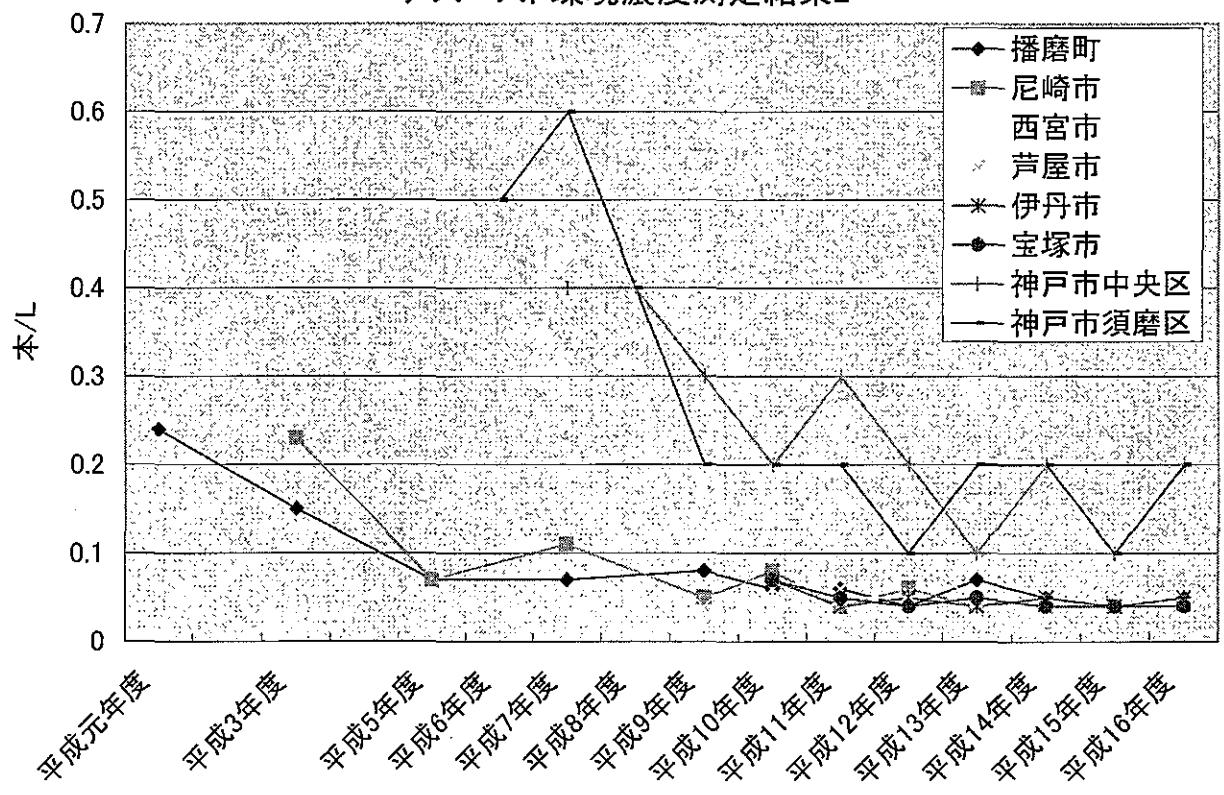
	14年度			15年度			16年度		
	大防法	条例	計	大防法	条例	計	大防法	条例	計
県管轄	8	5	13	13	7	20	8	6	14
神戸	5	3	8	10	7	17	19	7	26
姫路	2	2	4	6	4	10	6	12	18
尼崎	4	0	4	5	0	5	0	0	0
明石	4	0	4	3	2	5	4	1	5
西宮	3	1	4	3	2	5	4	0	4
加古川	1	1	2	0	0	0	1	0	1
6市計	19	7	26	27	15	42	34	20	54
県全体合計	27	12	39	40	22	62	42	26	68

注) 6市については、大気汚染防止法における政令市であるので、権限は各市が有している。

## アスベスト環境濃度測定結果1



## アスベスト環境濃度測定結果2



注1) 「2」は「1」の平成元年度以降を拡大したもの。

注2) 神戸市の測定結果は神戸市からの情報提供による。

平成17年8月19日  
兵 庫 県

## アスベスト対策の実施状況について

### 1 相談体制の整備

#### [総合案内窓口の整備]

県民がよりアクセスしやすいように、県民総合相談センター及び各県民局に総合案内窓口を整備している。

開設月日：7月25日（月）

案内実績： 167件（8月14日時点）

#### [専門相談の実施]

アスベスト対策に関する専門相談窓口において相談を実施している。

- ・健康相談 : 疾病対策課及び各県民局健康福祉事務所(保健所)
- ・環境相談 : 大気課及び各県民局環境課（神戸を除く）
- ・建築相談 : 各県民局県土整備部及び住まいサポートセンター
- ・消費生活相談 : 各生活科学センター等

〈相談件数〉（8月14日時点）

項目	健康相談	環境相談	建築相談	消費生活相談
件数	517件	570件	301件	76件

#### [各種広報媒体による情報発信]

県ホームページ、県広報誌などの広報媒体を活用し、Q&A、相談窓口等の情報を発信している。

- ・県ホームページにアスベスト対策コーナーを設置
- ・「県民だよりひょうご8月号」「ニューひょうご8月号」に記事掲載
- ・週刊ひょうご夢情報等で随時発信

### 2 健康対策

#### [アスベスト関連疾患実態調査]

アスベスト関連疾患患者とアスベストとの関係を究明するため、関係自治体と共に設置する専門委員会において、死亡要因調査や遺族からの聞き取りなどの疫学調査を行い、国における健康被害補償等にむけた基礎資料として提供する。

- ・死亡小票による死亡要因調査の実施（8月中旬）
- ・アスベストによる健康被害に関する専門委員会の設置
- ・遺族・医療機関からの聞き取り調査の実施